

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産…取得原価
- ② 無形固定資産…取得原価

#### (2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

##### a 事業用資産

建物	3～39年
工作物	5～40年
その他	5年

##### b 物品 2～45年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づいています。

#### ③ リース資産

##### a 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

##### b 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

#### (3) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

##### ② 退職手当引当金

自己都合による期末要支給額に基づき計上しています。

##### ③ 賞与等引当金

6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (4) リース取引の処理方法

##### ① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）。また、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額が 10 万円（芸術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

老人福祉施設等運営事業特別会計

長野地域ふるさと事業特別会計

ごみ処理施設事業特別会計

② 一般会計等の対象範囲における、老人福祉施設等運営事業特別会計のうち、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに係る会計については、普通会計の対象範囲に含まれません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和 2 年 4 月 1 日～5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額  
該当ありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額  
該当ありません。
- ② 基金借入金（繰替運用）残高  
該当ありません。
- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額  
該当ありません。
- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 79,691 千円

(3) 行政コスト及び純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分  
資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）  
費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 △60,880 千円（一般会計のみ）
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	561,644 千円	473,517 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	8,317,496 千円	7,372,600 千円
繰越金に伴う差額	△483,401 千円	—
資金収支計算書	8,395,739 千円	7,846,117 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は特別会計の分だけ相違します。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と行政コスト及び純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,379,445 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	853,956 千円
減価償却費	△1,660,990 千円
賞与等引当金の増減額	△22,988 千円
退職手当引当金の増減額	16,508 千円
資産除売却損	△24 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>565,907 千円</u>

- ④ 一時借入金

該当ありません。

- ⑤ 重要な非資金取引

該当ありません。